

公益社団法人大気環境学会常任理事会に関する規程

平成 27 年 5 月 21 日

公益社団法人大気環境学会理事会決定

(目的及び意義)

第1条 この規程は、常任理事会の設置、職務及び権限について、必要な事項を定めることを目的とする。

(常任理事会の設置)

第2条 この法人の会務を処理するため、常任理事会を設置する。

2 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事により構成する。

(常任理事会の職務及び権限)

第3条 常任理事会は、理事会の定めるところにより、次の職務を行う。なお、定款第 22 条第 4 項に定める常任理事の会務の処理については、法令及び定款に定めるほか、この規程による。

- ① この法人の会務の処理
- ② 会務を処理するために必要な規程等の決定
- ③ その他、理事会が必要とする事項

(招集)

第4条 常任理事会は、会長が招集する。

2 会長は、常任理事会を招集しようとするときは、副会長及び常任理事に対し、日時及び場所を示して、開催日の 5 日前までに、通知しなければならない。ただし、会長が緊急に常任理事会を開催する必要があると認める場合はこの限りではない。

(議長)

第5条 常任理事会の議長は、会長または会長の指名する副会長をもってこれに当てる。

(定足数及び決議)

第6条 常任理事会は、過半数の出席がなければ、常任理事会を開き議決することができない。

2 常任理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない場合には、電子メール等により議案の内容を常任理事全員に伝達し、事務局が常任理事全員から議案に同意する旨の電子メールを受け取った場合、常任理事会の決議とすることができる。

(議事録)

第7条 常任理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
- ② 出席した会長、副会長及び常任理事の氏名
- ③ 議決事項

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、公益社団法人大気環境学会としての登記の日より遡及施行する。